

太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 26 号

太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例

太子町総合公園体育施設管理条例（平成 13 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「別表」を「別表 1」に改め、同条第 2 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の減免）

第 9 条の 2 町長が、特別な理由があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、テニスコートの夜間照明については、減免しない。

第 10 条中「町長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を」を「別表 2 に該当するときは、」に改める。

別表中

「

種類		単位	使用料
陸上競技場	専用利用	1時間	2,000円
		終日	16,000円
	個人利用	1時間	200円（生徒等 100円）
		年間	10,000円（生徒等5,000円）
	会議室	1室1時間	200円
	放送設備	1式1日	1,000円
	陸上競技用具	1式1日	3,000円

テニスコート		1面1時間	600円 (生徒等 300円)
	夜間照明	1面1時間	500円

」を

「

種類		単位	使用料	
			町内在住者	町外在住者
陸上競技場	専用利用	1時間	3,000円	4,500円
		終日	24,000円	36,000円
	個人利用 一般	1時間	300円	450円
		年間	15,000円	22,500円
	個人利用 高校生以下	1時間	150円	200円
		年間	7,500円	11,000円
	会議室	1室1時間	400円	600円
	放送設備	1式1日	3,000円	4,500円
	陸上競技用具	1式1日	3,000円	4,500円
	写真判定機	1時間	2,000円	3,000円
	ラインマーカー	1回	9,000円	13,500円
テニスコート	一般	1面1時間	600円	900円
	高校生以下	1面1時間	300円	450円
	夜間照明	1面1時間	500円	

」に、

同表第3項中「「生徒等」」を「「高校生以下」」に改め、同表第5項及び第7項を削り、同表第6項を同表第5項とし、同表に次の1項を加える。

6 町内在住者とは、太子町に住所を有する者（法人にあっては所在地を有する者）を、町外在住者とはそれ以外の者をいう。

別表を別表1とし、同表に次の1表を加える。

別表2（第10条関係）

還付することができる場合	還付する率
(1) 天災その他使用者の責めによらない理由により使用不能となったとき。	100 分の 100
(2) 使用者が使用する日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。	100分の50
(3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めたとき。	教育委員会が相当と認める率

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の太子町総合公園体育施設管理条例の規定は、この条例の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。